

# 認定・登録制度を活用した 林業事業者の育成について

令和4年6月14日

大分県林務管理課 林業経営支援班

## ●認定・登録制度の種類

認定林業事業体

登録林業経営体

育成林業経営体

## ●認定林業事業体とは

項目	認定林業事業体		
開始年度	平成8年～		
根拠法令等	林業労働力の確保の促進に関する法律	【第5条】労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るための計画を作成し、県知事の認定を受けることができる。	
主な認定要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用改善・事業合理化計画の作成</li> <li>②常雇用2名以上の計画</li> <li>③各種保険への加入</li> <li>④就業規則の作成</li> <li>⑤素材生産2千m<sup>3</sup>/年以上 または造林等面積20ha以上</li> </ul>	
主な支援策等		<ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用管理改善の支援制度 (社会保障費助成、研修の優先受講、就業環境整備費助成)</li> <li>②事業の合理化の支援制度 (高性能林業機械の貸付、経営強化研修)</li> </ul>	

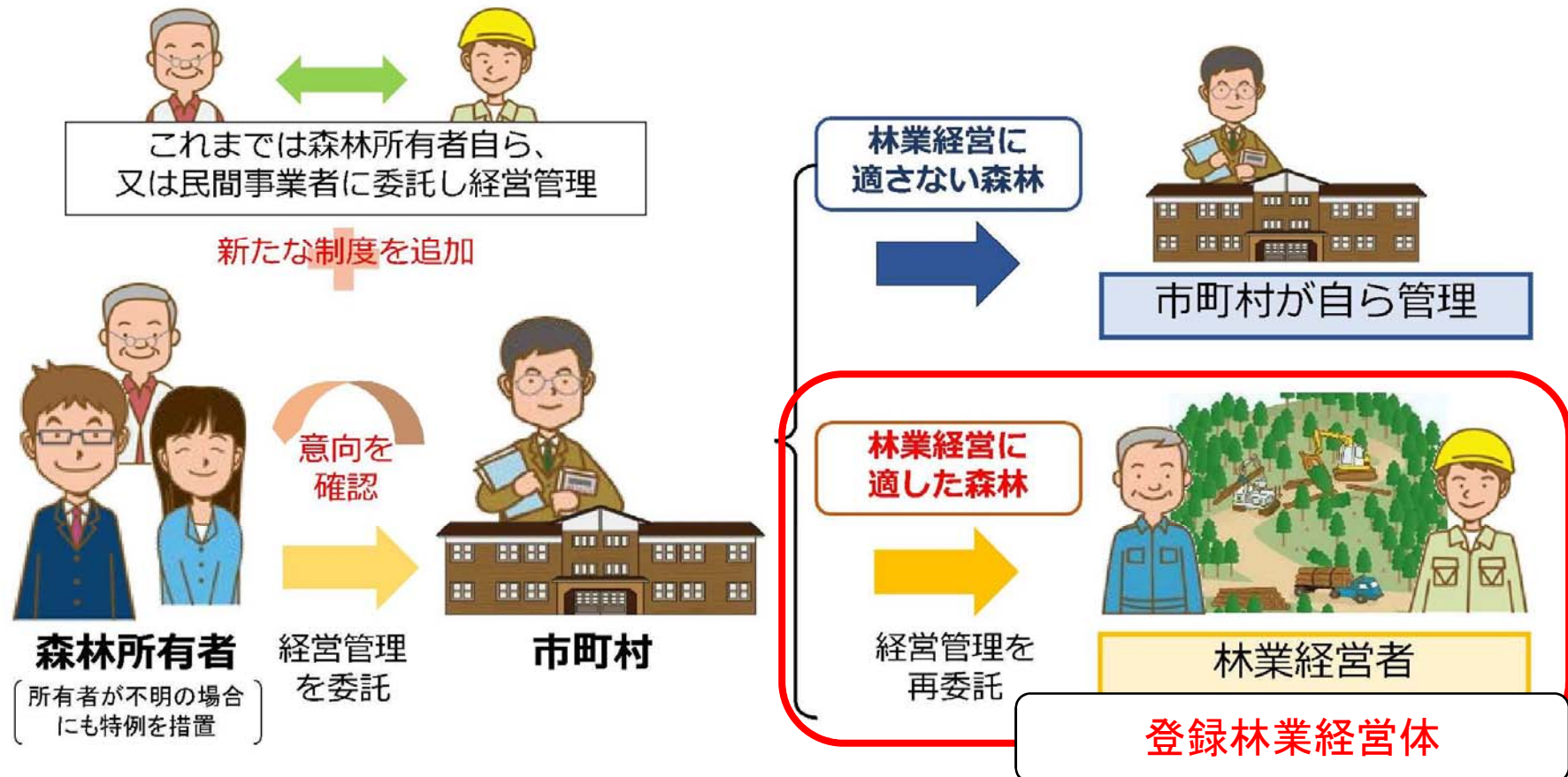
# ●登録・育成林業経営体とは

項目	登録林業経営体	育成林業経営体
開始年度	令和元年～	
根拠法令等	<p style="text-align: center;"><b>森林経営管理法</b></p> <p>【第36条】 都道府県は、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>林野庁長官通知</b> (林業経営体の育成についてH30.2.6)</p> <p>【3の(2)】 都道府県は、当該基準を満たす(登録林業経営体を<u>目指す</u>)林業経営体を、定期的に、育成を図る林業経営体として選定するものとする。</p>
主な認定要件	<p>①事業合理化計画の作成 ②各種保険への加入 ③就業規則の完備</p> <p>④<u>素材生産1万m<sup>3</sup>/年</u>または計画終期までに2割以上の増産目標を有すること ⑤<u>再造林事業の実績</u>を有すること</p> <p>⑥経営実績及び将来の経営が安定していると判断されること</p>	<p>①登録林業経営体の認定要件①～③を将来満たす計画があること(左記)</p> <p>②<u>素材生産5千m<sup>3</sup>/年</u>または計画終期までに2割以上の増産の目標を有すること ③今後1年以内に<u>再造林事業の実績</u>が見込まれること ④将来の経営が安定していると判断されること</p>
主な取消要件	<p>取消しの要件の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定の申請などに虚偽が確認されたとき</li> <li>・県税に係る徴収金の滞納処分を受けたとき</li> <li>・経営者等が暴力団員、又は暴力団等と密接な関係にあると該当するとき</li> <li>・法令違反等で業務停止命令等を受けたとき</li> <li>・選定や森林施業において不正又は不誠実であると知事が認めたとき</li> <li>・知事から求められた報告を怠り、督促通知から2週間提出がない場合</li> <li>・その他経営体が消滅、又は申出等あったとき</li> </ul>	

# ●森林経営管理法とは

## 森林経営管理法のスキーム

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進



# ●事業体の育成にかかる支援策

項目	認定林業事業体	登録林業経営体	育成林業経営体
根拠法令等	林業労働力の確保の促進に関する法律	森林経営管理法	林野庁長官通知
雇用管理改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障費助成</li> <li>・研修の優先受講</li> <li>・就業環境整備費助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障費助成</li> <li>・研修の優先受講</li> <li>・就業環境整備費助成</li> </ul>	
事業の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能林業機械の貸付</li> <li>・経営強化研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能林業機械の貸付</li> <li>・経営強化研修</li> </ul>	
高性能林業機械導入支援		<p>高性能林業機械の導入※            補助率1/3(一部4/10)            要件:事業実施から5年以内に素材生産7%増            会社全体の素材生産量 3,000立法材/年            直営作業班による植栽及び下刈20ha以上            直近1か年に再造林の実績</p> <p>※ 対象機械:            フェラバンチャ、フェリングヘッド式フォーク収納型グラップルバケット、            ハーベスタ、プロセッサ、グラップルソー、スイングヤーダ、            タワーヤーダ、集材機、フォワーダ、等</p>	
造林機械導入支援		資材運搬用ドローン 下刈ヘッド グラップルソー フェラバンチャ等	
研修等支援		森林施業プランナー養成研修補助 新規造林作業者社会保険料負担補助	

※ 補助事業等に関するご相談は県の各振興局へお尋ねください。

## ●事業体の育成にかかる支援策【機械関係】

項目	登録林業経営体	育成林業経営体
根拠法令等	森林経営管理法	林野庁長官通知
高性能林業 機械導入支援	<p><b>高性能林業機械の導入※</b>            目的: 素材生産量の増大と生産性の向上意欲ある事業体の育成→県産材の安定供給体制整備            補助率: 1/3以内            (スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダは 4/10以内)            要件: 事業実施から5年以内に素材生産7%増            会社全体の素材生産量 3,000立法材/年以上            直近1か年の直営作業班による植栽及び下刈面積20ha以上            又は主伐と再造林を一体的に実施する体制をもち、直近1か年に主伐した林地で再造林の実績</p>	
	<p>※ 対象機械: 高性能林業機械            ハーベスタ、フェリングヘッド式フォーク収納型グラップルバケット、グラップルソー、            プロセッサ、フォワーダ、スイングヤーダ、タワーヤーダ、フェラバンチャ、            フォーク収納型グラップルバケット、            その他高性能林業機械</p>	
造林機械 導入支援	<p>目的: 下刈作業の機械化により作業の軽労化、省力化を図るため            補助率: 1/2以内(事業費 5,000千円未満)            対象機械等            ・資材運搬用ドローン            ・下刈ヘッド            ・グラップルソー            ・フェラバンチャ 等</p>	
<p>※ 補助事業等に関するご相談は県の各振興局へお尋ねください。</p>		

## ●その他の支援策

対象事業体等	名称	内容	備考
認定林業事業体	林業就労環境改善事業	就業環境を改善する施設整備、無線機、空調服の購入経費助成	県(1/4)、市町村(1/4)
認定林業事業体 (一人親方含む)	蜂毒抗体検査事業	アナフィラキシーショックの検査及び自己注射薬の処方費の助成	
伐採作業従事者	林業担い手育成確保事業	林業労働災害シミュレータVR体験(伐採作業の危険性を体験する)	
登録・育成 林業経営体	新規造林作業員雇用促進	当年雇用した造林作業員の社会保険料等助成	県(1/2)、市町村(1/2)

※ その他、補助事業や研修などについては県庁林務管理課又は各振興局へお尋ねください。



# 林業で必要となる資格例

名称	資格の種類	備考
免許	林業架線作業主任者免許	作業主任者
技能講習	はい作業主任者技能講習	作業主任者
	地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	作業主任者
	玉掛け（1 t 以上）技能講習	就業制限
	不整地運搬車（1 t 以上）運転技能講習	就業制限
	小型移動式クレーン（1 t 以上 5 t 未満）運転技能講習	就業制限
	フォークリフト（1 t 以上）運転技能講習	就業制限
	車両系建設機械（3 t 以上）（整地・運搬・積込及び掘削用）運転技能講習	就業制限
	車両系建設機械（3 t 以上）（解体用）運転技能講習	就業制限
特別教育	伐木等の業務に係る特別教育	
	機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	
	玉掛け（1 t 未満）の業務に係る特別教育	上級資格有
	移動式クレーン（1 t 未満）の運転の業務に係る特別教育	上級資格有
	小型車両系建設機械（3 t 未満）運転業務（整地・運搬・積込及び掘削用）特別教育	上級資格有
	小型車両系建設機械（3 t 未満）運転業務（解体用）特別教育	上級資格有
	伐木等機械の運転業務に係る特別教育	
	走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	
簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育		
安全衛生教育	刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育	